

令和2年5月20日

3年保護者様

大阪市立阪南学校
校長 高島 裕二

臨時休業中の登校日における授業実施について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和2年5月31日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせすると共に、安全面に配慮を行たうえで、登校日を設定し、取り組んでいるところです。このたび、大阪市教育委員会からの通知を受け、来週の登校日（25日及び27日）に、3年生において授業を実施することとしましたのでお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、重ねてよろしくようお願い申し上げます。

また、3年生以外につきましては、これまで通りの登校日を実施いたします。

記

1 授業実施の趣旨

臨時休業期間が長期化している現状に鑑み、年間の授業日が限られていく中において、学校再開後の授業時数確保が喫緊の課題であることに加え、進路指導の配慮が必要な最終学年の生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮することが重要であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防を最大限に留意したうえで、他の学年に先行して、授業を再開します。

2 授業実施について

各学級を2分割（20人以下）にし、午前の部と午後の部に分けて授業を行います。

持ち物や登校時刻など詳細につきましては、本日配付いたしました学年通信「ジャンプ」第5号をご覧ください。

3 その他

- ・「授業日」ではありませんので「欠席扱い」にはなりません。お休みされる場合は、学校までご連絡ください。
- ・登校の際には、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。
- ・学校で健康観察表の確認をいたしますので、家庭でお子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様を持たせてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。
 - ①お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
 - ②お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合